

戸隠地区住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、戸隠地区住民自治協議会（以下「本会」という。）と称します。

(目的)

第2条 本会は、戸隠地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持、改善に努力し、文化、福祉の向上と豊かで住みやすいまちづくりに寄与することを目的とします。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関する事。
- (2) 地区住民相互の情報交換、交流及び親睦に関する事。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関する事。
- (4) 青少年健全育成に関する事。
- (5) 防災、防火、防犯に関する事。
- (6) 交通安全に関する事。
- (7) 社会・人権教育、男女共同参画に関する事。
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、戸隠地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体とします。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市戸隠支所内に設置します。

(事務局)

第6条 本会の事務を処理するため、事務所内に事務局を設置します。

- 2 事務局に事務局長を置きます。事務局長は常任評議委員会の同意を得て会長が任命します。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、事務局長が別に定めるところとします。

第2章 組織

(組織)

第7条 本会に、評議委員会及び常任評議委員会を置きます。

- 2 本会に、別表2に掲げる委員会等を置きます。
- 3 本組織は別表3のとおりとします。

(評議委員会)

第8条 評議委員会は、別表1-1に掲げる者で構成します。

- 2 評議委員会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、評議委員会総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時評議委員会を開催します。
- 3 評議委員会は、次の事項を決定します。
 - (1) 本会の事業計画及び予算を承認すること。
 - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 常任評議委員会の推薦に基づき、本会の役員を選任すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 4 評議委員の定数は50名以内とし、一定数の女性委員が参画できるよう努めるものとする。
- 5 評議委員の任期は1年とします。ただし、再任を妨げないものとし、補欠の評議委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 団体の代表者を除く評議委員は、評議委員会総会終了まで任期があるものとします。

(常任評議委員会)

第9条 常任評議委員会は別表1-2に掲げる者で構成します。

- 2 常任評議委員会は、常設の議決機関であって、次の事項を決定します。
 - (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
 - (2) 本会の役員を評議委員会に推薦すること。
 - (3) 決定した事項を会員に周知すること。
 - (4) 評議委員となる住民の代表者及び識見を有する者等を選任すること。
 - (5) 評議委員会がやむを得ない事情で開催できない場合、評議委員会機能を代行すること。
 - (6) その他評議委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項を決定すること。
- 3 常任評議委員会の委員の定数は、30名以内とします。

(委員会等)

第10条 委員会等は、委員長、副委員長を選任し、会長に報告します。

2 前項に定めるもののほか、委員会等に関する事項は、委員長が別に定めるところとします。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会は次の役員で構成します。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 必要に応じて常任評議委員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができます。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとします。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、評議委員会及び常任評議委員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は1年とします。ただし、再任を妨げないものとし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とします。

2 評議委員会総会終了までは仕事があるものとします。

(役員活動費)

第14条 役員活動費は役員の仕事の遂行に必要な費用として、会議や行事に出席する際の交通費や活動事務に充てるため、次のものに支払うものとする。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 会長 | 240,000円(年額) |
| (2) 副会長 | 120,000円(年額) |
| (3) 委員長 | 20,000円(年額) |
| (4) 住民代表 | 10,000円(年額) |

第4章 会議

(会議の招集)

第15条 会議は、評議委員会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催します。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集します。

(定足数等)

第16条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決定します。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができます。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなします。

第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、負担金、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てます。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(会計及び備品帳簿の整備)

第19条 本会は、会の収入、支出及び備品を明らかにするため、会計及び備品に関する帳簿を整備します。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り帳簿を閲覧させます。

(監査と報告)

第20条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、評議委員会総会で報告します。

(総会前の予算執行)

第21条 評議委員会総会前に必要とする経費は、常任評議委員会の了承を得た上で、評議委員会総会の議決を待たず執行することができます。

第6章 その他

(雑則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、常任評議委員会で定めます。

附 則

(経過措置)

- 1 第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本会設立時の評議委員、役員の任期は、平成 22 年 3 月末日までとします。
- 2 本会設立時の評議委員会総会に限り、第 8 条第 3 項第 3 号、第 9 条第 3 項第 1 号及び同項第 2 号の規定は、戸隠地区住民自治協議会設立準備会全体会の決定をもって替えるものとします。

(施行期日)

- 3 この会則は、平成 20 年 1 月 30 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

別表 1-1 (第8条関係)			別表1-2 (第9条関係)
	団 体	評議委員人数	常任評議委員人数
1	総務委員会(戸隠地区区長会)	15	15
2	地域振興委員会	兼務	兼務
3	健康福祉委員会	1	1
4	公民館委員会	1	1
5	青少年育成委員会	1	1
6	長野市赤十字奉仕団戸隠分団	1	
7	戸隠シニアクラブ連合会	1	
8	戸隠地区民生委員児童委員協議会	1	
9	長野交通安全協会戸隠支部	1	
10	長野市消防団第5方面隊	1	
11	戸隠小学校PTA	1	
12	戸隠中学校PTA	1	
13	戸隠地区白バラ会	1	
14	とがくしっこ応援団	1	
15	戸隠地区有害鳥獣対策協議会	1	
16	戸隠地区遺族会	1	
17	長野市身体障害者福祉協会戸隠支部	1	
18	戸隠地区自主防災連絡協議会	1	
	団 体 以 外	評議委員人数(名)	常任評議委員(名)
19	住民の代表者	若干名	若干名
20	識見を有する者	若干名	若干名

別表2

(第7条 2項関係)

	委員会等
1	総務委員会
2	地域振興委員会
3	健康福祉委員会
4	公民館委員会
5	青少年育成委員会
6	その他、常任評議委員会の了承を得て設置する委員会